



横浜市若年がん患者の在宅療養支援助成制度 のご案内

横浜市では、40歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活ができるよう、在宅サービス利用料等の一部について、患者さんとその家族の負担を軽減する助成制度（償還払）を実施しています。

助成を受けられることができる方

横浜市に住民票がある40歳未満の方で、「介護保険法の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態」と同等である、と医師が判断した方

助成の内容

在宅で生活するために必要な医療・福祉サービス（ただし、保険適用のものを除く）

- ・身体介護、生活援助、訪問入浴介護、短期入所生活介護
- ・通院等乗降介助及び通院等のためのタクシー利用
- ・その他在宅療養を行うにあたり必要となるサービス

福祉用具・介護用品の貸与または購入等（福祉用具の搬入・搬出に係る経費及び消耗品を含む。ただし、食品は除く）

例：車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、腰掛便座、入浴補助用具、歩行補助つえ など

※事業所の指定などはありません。

※他の制度で同様の助成を受けられることができる場合は、サービス等の利用経費からその助成額を除いた額が対象です。

※上記以外で対象かどうか不明なものは、お問合せください。

助成額

1か月あたりのサービス利用料等に対し上限6万円を基準とし、サービス利用料等の9割相当額（10円未満切り捨て）を助成します。

※原則として、申請書に記載していただく「利用開始（予定）日」以降のサービス利用料等が助成の対象となります。

※いったんは、全額負担していただきます。また、横浜市からの助成額は最大で1か月あたり5万4千円です。助成額を上回る利用料等については、ご本人の負担になります。

（裏面あり）



申請方法について

「若年がん患者の在宅療養支援事業助成申請書」に必要事項を記入し、「若年がん患者の在宅療養支援事業にかかる意見書」を同封のうえ、下記の申込先まで郵送でお送りください。

<申請に必要な書類>

- ・若年がん患者の在宅療養支援事業助成申請書
- ・若年がん患者の在宅療養支援事業にかかる意見書(主治医意見書)

※意見書の作成料は助成の対象外です。

助成申請から助成金交付までの流れ

- ① 助成申請(申請者→横浜市)
申請書、意見書を下記申込先へ郵送してください。
- ② 助成決定通知書の送付(横浜市→申請者)
通知と、請求に関する御案内を同封しお送りします。
- ③ サービス等の利用(申請者)
サービス事業者等へサービス利用料(購入費)をお支払いください。
- ④ 助成金の請求(申請者→横浜市)
請求書等の必要書類を下記申込先へ郵送してください。
(1か月単位で複数回御請求いただくことも、数か月分まとめて御請求いただくことも可能です。)
- ⑤ 支払額通知書の送付(横浜市→申請者)
御提出いただいた請求書の内容を確認し、助成額をお知らせします。
- ⑥ 助成金の支払い(横浜市→申請者)
請求書に御記入いただいた口座に、口座振込により助成額をお支払いします。

請求(④)から口座への入金完了(⑥)まで、
概ね1か月半かかります。

<申込先>

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市医療局がん・疾病対策課
TEL:045-671-2721 FAX:045-664-3851
e-mail:ir-shinsei@city.yokohama.lg.jp